

II. 当日準備していただく書類

1. 入院基本料の施設基準に関する書類一式
2. 入院時食事療養の施設基準に関する書類一式
3. 基本診療料及び特掲診療料の施設基準等の届出要件に記載された関係書類一式
4. 調査日現在有効な施設基準の届出書（控）一式
5. 保険外併用療養費及び保険外負担に関する書類一式

※ 当日準備していただく書類のうち、調査で確認する際に特に必要な書類は次のとおりですので、遺漏のないようご準備ください。

※ なお、調査当日、当該書類以外の書類をお願いすることもありますので、ご承知おきください。

※ また、準備が困難な書類がある場合は、あらかじめご相談ください。

○ オンライン診療料

再診料（電話再診による場合は除く。）、外来診療料、オンライン診療料、在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定回数に占めるオンライン診療料の算定回数の割合の算出根拠となる書類（直近1か月分）

○ 入院基本料等（共通）

- (1) 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（様式9）の平均入院患者数の算出の根拠となる書類（直近1年分）
- (2) 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（様式9）の平均在院日数の算出の根拠となる書類（別途、治療室、病棟単位で平均在院日数が規定されているものを含む）（直近3か月分）
- (3) 治療室を含む全ての病棟管理日誌（直近1か月分）
- (4) 看護記録（患者個人の経過記録、看護計画）（作成例3例）
- (5) 家族の付添いについて医師の許可が確認できる書類（付添許可証等）（作成例3例）
- (6) 看護補助者の業務範囲を定めた院内規程
※ 主として事務的業務を行う看護補助者を配置している場合は、看護補助者が行う事務的業務の内容が定められている院内規程を含む。
- (7) 入院診療計画書（作成例3例）
- (8) 院内感染防止対策委員会の設置要綱
- (9) 院内感染防止対策委員会の議事録（本年度分及び前年度分）
- (10) 感染情報レポート（直近3か月分）
- (11) 安全管理のための指針
- (12) 医療安全管理委員会の設置要綱
- (13) 医療安全管理委員会の議事録（本年度分及び前年度分）
- (14) 医療安全に関する職員研修の計画（本年度分及び前年度分）及び実施状況が確認できる書類（本年度分及び前年度分）
- (15) 褥瘡対策に係る専任の医師及び専任の看護職員の名簿及び褥瘡対策チームの設置が分かる書類（設置要綱等）

- (16) 褥瘡対策に関する診療計画書（作成例 3 例）
- (17) 栄養管理手順
- (18) 栄養管理計画書（作成例 3 例）

○ 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料

【急性期一般入院料 1、7 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料を除く。）】

急性期一般入院料 1、7 対 1 入院基本料における常勤の医師の員数に係る届出書添付書類（様式10の2）の算出の根拠となる書類

【急性期一般入院料 1、7 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料は、一般病棟に限る。）】

急性期一般入院料 1 及び 7 対 1 入院基本料における自宅等に退院するものの割合に係る届出書添付書類（様式10の5）の算出の根拠となる書類（直近 6 か月分）

【急性期一般入院基本料（急性期一般入院料 7 を除く。）及び 7 対 1 入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、10 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、地域一般入院基本料（地域一般入院料 1 に限る。）及び 13 対 1 入院基本料（専門病院入院基本料に限る。）】

重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類

【ADL維持向上等体制加算を算定する場合】

- (1) 専従又は専任の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の出勤簿（直近 1 か月分）
- (2) 当該届出に係る常勤の医師の出勤簿（直近 1 か月分）
- (3) 当該病棟の直近 1 年間の新規入院患者のうち、65歳以上の患者の割合、又は循環器系、新生物、消化器系、運動器系若しくは呼吸器系の疾患の患者の割合の算出根拠となる書類（直近 1 年分）
- (4) 直近 1 年間に、当該病棟を退院又は転棟した患者のうち、退院又は転棟時における ADL が入院時と比較して低下した患者の割合の算出根拠となる書類（直近 1 年分）
- (5) 各月の初日の当該病棟の入院患者のうち、院内で発生した褥瘡を保有している入院患者の割合の算出根拠となる書類（直近 1 年分）

○ 療養病棟入院基本料

入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分 3 の患者」と「医療区分 2 の患者」との合計の割合、又は各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分 1 の患者」の割合が確認できる書類（直近 3 か月分）

【在宅復帰機能強化加算】

- (1) 当該病棟から退院した患者に占める在宅に退院した患者の割合の算出根拠となる書類（直近 6 か月分）
- (2) 貴病院又は別の保険医療機関の病棟若しくは病室から当該病棟に入院し、在宅に退院した 1 年間の患者数を、当該病棟の 1 年間の 1 日平均入院患者数で除した数が確認できる書類（直近 1 年分）

【夜間看護加算】

看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近 1 年分）

○ 結核病棟入院基本料

【7 対 1 入院基本料】

- (1) 7対1入院基本料における常勤の医師の員数に係る届出書添付書類（様式10の2）の算出の根拠となる書類
- (2) 重症度、医療・看護必要度に係る報告書類（様式10の3）の算出の根拠となる書類（直近1年分）

○ 精神病棟入院基本料

【7対1入院基本料及び10対1入院基本料】

新規入院患者のうちGAF尺度による判定が30以下の患者が占める割合の算出根拠となる書類（直近3か月分）

【13対1入院基本料】

新規入院患者のうちGAF尺度による判定が30以下の患者又は精神科身体合併症管理加算の対象となる患者が占める割合の算出根拠となる書類（直近3か月分）

【精神保健福祉士配置加算を届け出ている場合】

- (1) 病棟及び退院支援部署に配置している精神保健福祉士の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 1年前から起算して過去6月間の当該病棟への延べ入院患者数（措置入院、鑑定入院及び医療観察法入院で入院となった患者を除く）のうち、入院日から起算して1年以内に退院し、自宅等へ移行した患者数が占める割合の算出根拠となる書類

○ 専門病院入院基本料

【悪性腫瘍に係る専門病院の場合】

- (1) 一般病棟に勤務する常勤の医師の員数が確認できる書類
- (2) 一般病棟の入院患者のうち悪性腫瘍患者の割合の算出根拠となる書類（直近1か月分）
- (3) 外来患者のうち紹介患者の割合の算出根拠となる書類（直近1か月分）

【循環器疾患に係る専門病院の場合】

- (1) 一般病棟に勤務する常勤の医師の員数が確認できる書類
- (2) 一般病棟の入院患者のうち循環器疾患患者の割合の算出根拠となる書類（直近1か月分）
- (3) 外来患者のうち紹介患者の割合の算出根拠となる書類（直近1か月分）

○ 障害者施設等入院基本料

【医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関以外の場合】

障害者施設等入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類（様式19）の算出の根拠となる書類（直近1か月分）

【7対1入院基本料】

入院患者のうち、超重症の状態の患者と準超重症の状態の患者の割合の算出根拠となる書類（直近1か月分）

【看護補助加算】

看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近1年分）

【夜間看護体制加算を届け出ている場合】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

○ 総合入院体制加算1、2又は3

- (1) 画像診断及び検査を24時間実施できる体制を確保していることが確認できる書類

- (2) 薬剤師が、夜間当直を行うことにより、調剤を24時間実施できる体制を確保していることが確認できる書類
- (3) 年間の全身麻酔による手術件数及び人工心肺を用いた手術等の件数が確認できる書類

【総合入院体制加算2の場合】

救急自動車等又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が確認できる書類（直近1年分）

○ 臨床研修病院入院診療加算（基幹型）

- (1) 研修医受け入れ状況（期間、人数）が確認できる書類（本年度分）
- (2) 指導医の数が確認できる書類（本年度分）
- (3) 保険診療に関する講習の実績が確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○ 臨床研修病院入院診療加算（協力型）

- (1) 研修医受け入れ状況（期間、人数）が確認できる書類（本年度分）
- (2) 指導医の数が確認できる書類（本年度分）

○ 救急医療管理加算

夜間又は休日において入院治療を必要とする重症患者に対して救急医療を提供する日を地域の行政部門、医師会等の医療関係者及び救急搬送機関等にあらかじめ周知していることが確認できる書類

○ 超急性期脳卒中加算

- (1) 専ら脳卒中の診断及び治療を担当する常勤の医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師が常時配置されていることが確認できる書類（直近1か月分）

○ 診療録管理体制加算1

- (1) 診療録管理部門又は診療記録管理委員会の設置が確認できる書類（設置要綱、議事録等）
- (2) 退院患者数が確認できる書類（直近1年分）
- (3) 常勤診療記録管理者の出勤簿（直近1か月分）
- (4) 入院患者についての疾病分類が確認できる書類（直近1か月分）
- (5) 退院時要約の作成状況が確認できる書類及び退院日の翌日から起算して14日以内に退院時要約が作成されて中央病歴管理室に提出された者の割合が確認できる書類
- (6) 患者に対する診療情報の提供を行った場合にはその実績が確認できる書類（直近6か月分）
※ 直近6か月の間に実績がない場合には患者に対する診療情報の提供に係る流れが分かる書類（院内規程等）

○ 診療録管理体制加算2

- (1) 診療録管理部門又は診療記録管理委員会の設置が確認できる書類（設置要綱、議事録等）
- (2) 診療記録管理者の出勤簿（直近1か月分）
- (3) 入院患者についての疾病分類が確認できる書類（直近1か月分）
- (4) 退院時要約の作成状況が確認できる書類
- (5) 患者に対する診療情報の提供を行った場合にはその実績が確認できる書類（直近6か月分）
※ 直近6か月の間に実績がない場合には患者に対する診療情報の提供に係る流れが分かる書類（院内規程等）

○ 医師事務作業補助体制加算1

- (1) 医師事務作業補助者の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 医師事務作業補助の業務の内容・場所・時間等の記録（直近1か月分）
- (3) 医師事務作業補助者について、新たに配置してから6か月以内に行う研修の実施状況が確認できる書類
- (4) 医師事務作業補助者の業務範囲に係る院内規程

【年間の緊急入院患者数により届け出ている場合】

年間の緊急入院患者数が分かる書類（直近1年分）

【全身麻酔による手術件数により届け出ている場合】

全身麻酔による手術件数が分かる書類（直近1年分）

○ 医師事務作業補助体制加算 2

- (1) 医師事務作業補助者の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 医師事務作業補助者について、新たに配置してから6か月以内に行う研修の実施状況が確認できる書類
- (3) 医師事務作業補助者の業務範囲に係る院内規程

【年間の緊急入院患者数により届け出ている場合】

年間の緊急入院患者数が分かる書類（直近1年分）

【全身麻酔による手術件数により届け出ている場合】

全身麻酔による手術件数が分かる書類（直近1年分）

○ 急性期看護補助体制加算

看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近1年分）

【年間の緊急入院患者数により届け出ている場合】

年間の緊急入院患者数が分かる書類（直近1年分）

【夜間看護体制加算を届け出ている場合】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

○ 看護職員夜間配置加算

【年間の緊急入院患者数により届け出ている場合】

年間の緊急入院患者数が分かる書類（直近1年分）

【12対1配置加算1、16対1配置加算1の場合】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

○ 看護補助加算

看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を習得するための院内研修の実施状況（院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等）について具体的な内容が確認できる書類（直近1年分）

【夜間看護体制加算を届け出ている場合】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

○ 療養環境加算

- (1) 届け出ている病棟の配置図及び平面図（当該加算を算定する病棟・病室の面積がわかるもの）
- (2) 保健所による立入検査の際に作成した、医師及び看護要員の現員数が確認できる書類（直近分）

○療養病棟療養環境加算 1 又は 2

- (1) 保健所による立入検査の際に作成した、医師及び看護要員の現員数が確認できる書類（直近分）
- (2) 届け出ている病棟の配置図及び平面図（当該加算を算定する病棟・病室の面積が分かるもの）

○療養病棟療養環境改善加算 1 又は 2

- (1) 保健所による立入検査の際に作成した、医師及び看護要員の現員数が確認できる書類（直近分）
- (2) 届け出ている病棟の配置図及び平面図（当該加算を算定する病棟・病室の面積が分かるもの）

○緩和ケア診療加算

- (1) 緩和ケアに係るチームを構成する者の出勤簿（薬剤師は除く。）（直近 1 か月分）
- (2) 症状緩和に係るカンファレンスの記録（直近 1 か月分）

○精神科身体合併症管理加算

当該病棟に内科又は外科の医師を配置していることが確認できる書類

○栄養サポートチーム加算

- (1) 栄養サポートチームを構成する者の出勤簿（直近 1 か月分）
- (2) 栄養治療実施計画（作成例 3 例）及び栄養治療実施報告書（作成例 3 例）

○医療安全対策加算 1 又は 2

- (1) 医療安全管理者の出勤簿（直近 1 か月分）
- (2) 医療安全管理部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類（医療安全管理部門が明記されている組織図又は当該部門の設置要綱等）
- (3) 医療安全管理部門の業務指針
- (4) 医療安全管理者が、定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析していることが確認できる書類（直近 1 か月分）
- (5) 医療安全確保のための業務改善計画書（直近 1 年分）及び医療安全対策の実施状況、評価結果が確認できる書類（直近 1 年分）
- (6) 医療安全管理部門の具体的な業務内容（医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、医療安全管理者の活動実績等）が確認できる書類（直近 1 年分）
- (7) 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスの記録（直近 1 か月分）

【医療安全対策地域連携加算 1 を届け出ている場合】

- (1) 医療安全対策加算 1 に関して連携しているいずれかの保険医療機関に赴いて医療安全対策に関する評価を行ったことが分かる書類（直近 1 年分）
- (2) 医療安全対策加算 1 に関して連携している医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関より評価を受けたことが分かる書類（直近 1 年分）

【医療安全対策地域連携加算 2 を届け出ている場合】

医療安全対策加算 2 に関して連携している医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関より評価を受けたことが分かる書類（直近 1 年分）

○感染防止対策加算 1

- (1) 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類（感染防止対策部門が明記されている組織図又は当該部門の設置要綱等）
- (2) 感染制御チームを構成する者の出勤簿（直近 1 か月分）

- (3) 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの具体的な業務内容が明記された書類
- (4) 感染制御チームが、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行っていることが確認できる書類（直近2か月分）
- (5) 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）
- (6) 感染制御チームによる職員を対象とした院内感染対策に関する研修の実施状況が確認できる書類（本年度分及び前年度分）
- (7) 感染防止対策加算2に係る届出を行った医療機関と合同で行った院内感染対策に関するカンファレンスの記録（本年度分及び前年度分）
- (8) 特定抗菌薬の適正使用に係る届出書又は申請書
- (9) サーベイランス事業の参加状況が分かる書類

【感染防止対策地域連携加算を届け出ている場合】

感染防止対策地域連携加算チェック項目表（本年度分及び前年度分）

【抗菌薬適正使用支援加算を届け出ている場合】

抗菌薬の適正な使用を目的とした院内研修の実施状況が確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○ 感染防止対策加算2

- (1) 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類（感染防止対策部門が明記されている組織図又は当該部門の設置要綱等）
- (2) 感染制御チームを構成する者の出勤簿（直近1か月分）
- (3) 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの具体的な業務内容が明記された書類
- (4) 感染制御チームが、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行っていることが確認できる書類（直近2か月分）
- (5) 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）
- (6) 感染制御チームによる職員を対象とした院内感染対策に関する研修の実施状況が確認できる書類（本年度分及び前年度分）
- (7) 感染防止対策加算1に係る届出を行った医療機関と合同で行った院内感染対策に関するカンファレンスの記録（本年度分及び前年度分）
- (8) 特定抗菌薬の適正使用に係る届出書又は申請書

○ 患者サポート体制充実加算

- (1) 相談窓口の職員の配置状況が確認できる書類（直近1か月分）
- (2) 患者支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスの記録（直近1か月分）
- (3) 各部門の患者等から相談を受けた場合の対応体制及び報告体制のマニュアル
- (4) 相談窓口及び各部門で対応した患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の患者支援に関する実績の記録（直近1年分）
- (5) 入院患者に対し、入院時に当該相談窓口を説明するための文書

○ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算

- (1) 専従の褥瘡管理者の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 褥瘡リスクアセスメント票・褥瘡予防治療計画書（作成例3例）
- (3) 褥瘡ケアの実施状況及び評価結果の記録（作成例3例）

- (4) 褥瘡リスクアセスメント実施件数、褥瘡ハイリスク患者特定数、褥瘡予防治療計画件数及び褥瘡ハイリスク患者ケア実施件数の記録（直近1年分）
- (5) 褥瘡対策に係るカンファレンスの記録（直近1か月分）
- (6) 総合的な褥瘡管理対策に係る体制確保のための職員研修の実施状況が確認できる書類（直近1年分）

○ハイリスク分娩管理加算

- (1) 専ら産婦人科又は産科に従事する医師及び助産師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 分娩件数が確認できる書類（前年1月～12月分）

○後発医薬品使用体制加算1、2、3又は4

後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類（様式40の3）の根拠となる書類

○病棟薬剤業務実施加算1又は2

- (1) 薬剤師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 病棟ごとに専任の薬剤師が病棟薬剤業務を実施した時間が確認できる書類（病棟薬剤業務日誌等）（直近1か月分）
- (3) 投薬及び注射の状況並びに副作用、ヒヤリハット、インシデント等の情報を医療従事者に周知するための文書（直近3か月分）

○入退院支援加算1

- (1) 入退院支援部門に配置している看護師及び社会福祉士の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 当該加算の算定対象となる各病棟の専任の看護師又は社会福祉士を確認できる書類
- (3) 連携機関が確認できる書類
- (4) 連携機関と面会し情報共有等を行った記録（本年度分及び前年度分）
- (5) 過去1年間の介護支援等連携指導料の算定回数と過去1年間の相談支援専門員との連携回数（小児入院医療管理料を算定する患者に対する支援に限る。）、「イ 一般病棟入院基本料等の場合」の算定病床数及び「ロ 療養病棟入院基本料等の場合」の算定病床数（いずれも介護支援等連携指導料を算定できるものに限る。）が確認できる書類（直近1年分）

【地域連携診療計画加算を届け出ている場合】

- (1) 地域連携診療計画書（作成例3例）
- (2) 連携機関の職員と面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しを行ったことが確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○入退院支援加算2

入退院支援部門に配置している看護師及び社会福祉士の出勤簿（直近1か月分）

○入退院支援加算3

入退院支援部門に配置している看護師及び社会福祉士の出勤簿（直近1か月分）

【地域連携診療計画加算を届け出ている場合】

- (1) 地域連携診療計画書（作成例3例）
- (2) 連携機関の職員と面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しを行ったことが確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○認知症ケア加算1

- (1) 認知症ケアチームを構成する者が出勤簿（直近1か月分）
- (2) 認知症ケアチームの看護師について、認知症ケアチームの業務に従事している週の時間数が確認できる書類（直近1か月分）
- (3) 認知症患者のケアに係るカンファレンスの記録（直近1か月分）

- (4) 認知症ケアチームが、各病棟を巡回し、病棟における認知症患者に対するケアの実施状況の把握や病棟職員への助言等を行っていることが確認できる書類（直近1か月分）
- (5) 認知症ケアに関する手順書（マニュアル）
- (6) 認知症ケアチームにより、認知症患者に関わる職員を対象として、認知症患者のケアに関する研修を定期的実施していることが確認できる書類（直近1年分）
- (7) 認知症患者に関わる病棟の看護師等が、認知症患者のアセスメントや看護方法等について、当該チームによる研修又は院外の研修を受講していることが確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○ 認知症ケア加算 2

- (1) 認知症ケアに関する手順書（マニュアル）
- (2) 研修を受けた看護師を中心として、病棟の看護師等に対し、研修や事例検討会等を行ったことが確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○ 精神科急性期医師配置加算

当該入院料を算定する各病棟に常勤の医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）

【精神病棟入院基本料（10対1入院基本料及び13対1入院基本料）、特定機能病院入院基本料（精神病棟の7対1入院基本料、10対1入院基本料及び13対1入院基本料）】

- (1) 当該病棟の新規入院患者のうち、入院時に精神科身体合併症管理加算の対象となる患者の割合の算出根拠となる書類（直近3か月分）
- (2) 精神科医が、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターにより搬送された患者を当該保険医療機関到着後12時間以内に診察した数が確認できる書類（直近3か月分）

【精神科急性期治療病棟入院料 1】

- (1) 新規入院患者のうち、入院日から起算して3月以内に退院し、自宅等へ移行した患者が占める割合の算出の根拠となる書類（直近3か月分）
- (2) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における外来診療件数と入院件数が確認できる書類（直近1年分）

○ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善

- (1) 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議の設置が確認できる書類（議事録、設置要綱等）（本年度分及び前年度分）
- (2) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（本年度分及び前年度分）

○ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善

- (1) 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議の設置が確認できる書類（議事録、設置要綱等）（本年度分及び前年度分）
- (2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（本年度分及び前年度分）

○ 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善

- (1) 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議の設置が確認できる書類（議事録、設置要綱等）（本年度分及び前年度分）
- (2) 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（本年度分及び前年度分）

○ 救命救急入院料

専任の医師が午前0時から午後12時までの間、常に救命救急治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近1か月分）

【救命救急入院料 1 又は 3 の場合】

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて測定していることが分かる書類

【救命救急入院料2又は4の場合】

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合の算出の根拠となる書類（直近1年分）

【「注3」に掲げる救急体制充実加算1、2又は3を届け出ている場合】

充実段階S、A又はBであることが確認できる書類

○特定集中治療室管理料1又は2

- (1) 治療室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (2) 専任の医師が常時特定集中治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近1か月分）
- (3) 専任の医師が特定集中治療に習熟していることが確認できる書類
- (4) 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師の当該治療室内における勤務状況が分かる書類
- (5) 専任の臨床工学技士が常時院内に勤務していることが確認できる書類（直近1か月分）
- (6) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合の算出の根拠となる書類（直近1年分）

【「注2」に掲げる加算を届け出ている場合】

専任の小児科の医師を常時配置していることが確認できる書類（直近1か月分）

○特定集中治療室管理料3又は4

- (1) 治療室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (2) 専任の医師が常時特定集中治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近1か月分）
- (3) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合の算出の根拠となる書類（直近1年分）

【「注2」に掲げる加算を届け出ている場合】

専任の小児科の医師を常時配置していることが確認できる書類（直近1か月分）

○ハイケアユニット入院医療管理料1又は2

- (1) 当該保険医療機関内に、専任の常勤医師が常時1名以上いることが確認できる書類（直近1か月分）
- (2) ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合の算出の根拠となる書類（直近1年分）

○脳卒中ケアユニット入院医療管理料

- (1) 当該保険医療機関内に神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する専任の医師が常時1名以上いることが確認できる書類（直近1か月分）
- (2) 当該治療室の脳血管疾患等リハビリテーションの経験を有する専任の常勤理学療法士又は専任の常勤作業療法士の勤務表（直近1か月分）
- (3) コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影、脳血管造影等の必要な脳画像撮影及び診断が常時行える体制であることが確認できる書類
- (4) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票Iを用いて測定していることが分かる書類

○小児特定集中治療室管理料

- (1) 治療室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (2) 専任の医師が常時小児特定集中治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近1か月分）
- (3) 当該治療室に、他の保険医療機関から転院してきた急性期治療中の患者数の根拠となる書類（直近1年分）、又は、当該治療室に、他の保険医療機関から転院してきた患者数（救急搬送診療料を算定したものに限る。）の根拠となる書類（直近1年分）

○ 新生児特定集中治療室管理料 1

- (1) 治療室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (2) 専任の医師が常時新生児特定集中治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近1か月分）
- (3) 出生体重1,000グラム未満の新生児の新規入院患者数が確認できる書類（直近1年分）、又は当該治療室に入院している患者について行った開胸手術、開頭手術又は開腹手術の年間実施件数が確認できる書類（直近1年分）

○ 新生児特定集中治療室管理料 2

- (1) 治療室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (2) 出生体重2,500グラム未満の新生児の新規入院患者数が確認できる書類（直近1年分）

○ 総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児集中治療室管理料）

- (1) 治療室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (2) 専任の医師が常時母体・胎児集中治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近1か月分）

○ 総合周産期特定集中治療室管理料（新生児集中治療室管理料）

- (1) 治療室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (2) 専任の医師が常時新生児特定集中治療室内に勤務していることが確認できる書類（直近1か月分）
- (3) 出生体重1,000グラム未満の新生児の新規入院患者数が確認できる書類（直近1年分）、又は当該治療室に入院している患者について行った開胸手術、開頭手術又は開腹手術の年間実施件数が確認できる書類（直近1年分）

○ 新生児治療回復室入院医療管理料

当該保険医療機関内に専任の小児科の常勤医師が常時配置されていることが確認できる書類（直近1か月分）及び出勤簿（直近1か月分）

○ 特殊疾患入院医療管理料

- (1) 当該病室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (2) 入院患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者等が占める割合の算出の根拠となる書類（直近1か月分）

○ 小児入院医療管理料 1

- (1) 小児科の医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 新生児及び6歳未満の乳幼児の入院を伴う手術件数が確認できる書類（直近1年分）
- (3) 小児緊急入院患者数が確認できる書類（直近1年分）

【「注2」に掲げる加算を届け出ている場合】

保育士の出勤簿（直近1か月分）

○ 小児入院医療管理料 2

- (1) 小児科の医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 24時間365日小児救急医療の提供をしていることが確認できる書類

【「注2」に掲げる加算を届け出ている場合】

保育士の出勤簿（直近1か月分）

○小児入院医療管理料3、4又は5

小児科の医師の出勤簿（直近1か月分）

【「注2」に掲げる加算を届け出ている場合】

保育士の出勤簿（直近1か月分）

【「注4」に掲げる加算を届け出ている場合】

- (1) 保育士の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 当該病棟において、他の保険医療機関から転院してきた患者が確認できる書類（直近1年分）
- (3) 当該病棟において、15歳未満の超重症児又は準超重症児が入院した数が確認できる書類（直近1年分）

○回復期リハビリテーション病棟入院料1又は2

- (1) 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類（様式49）の患者数の根拠となる書類（直近1か月分）
- (2) 専任の医師、専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び専任の社会福祉士等の出勤簿（直近1か月分）
- (3) 回復期リハビリテーション病棟入院料1又は2の施設基準に係る届出書添付書類（様式49の2）の患者数、延べ入院日数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近6か月分）
- (4) 回復期リハビリテーション病棟入院料におけるリハビリテーション提供単位数に係る届出書添付書類（様式49の5）の延べ入院日数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近1か月分）
- (5) 休日を含めた全ての日におけるリハビリテーション提供体制が分かる書類（直近1か月分）

【体制強化加算1を届け出ている場合】

- (1) 専従の常勤医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 専従の常勤社会福祉士の出勤簿（直近1か月分）

【体制強化加算2を届け出ている場合】

- (1) 専従の常勤医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 専従の常勤社会福祉士の出勤簿（直近1か月分）
- (3) 当該病棟に専従する常勤医師の当該病棟業務に従事していることが確認できる書類

○回復期リハビリテーション病棟入院料3又は4

- (1) 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類（様式49）の患者数の根拠となる書類（直近1か月分）
- (2) 専任の医師、専従の理学療法士及び作業療法士の出勤簿（直近1か月分）
- (3) 回復期リハビリテーション病棟入院料3又は4の施設基準に係る届出書添付書類（様式49の3）の患者数の根拠となる書類（直近6か月分）
- (4) 回復期リハビリテーション病棟入院料におけるリハビリテーション提供単位数に係る届出書添付書類（様式49の5）の延べ入院日数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近1か月分）

【休日リハビリテーション提供体制加算を届け出ている場合】

休日を含めた全ての日におけるリハビリテーション提供体制が分かる書類（直近1か月分）

○ 回復期リハビリテーション病棟入院料5又は6

- (1) 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類（様式49）の患者数の根拠となる書類（直近1か月分）
- (2) 専任の医師、専従の理学療法士及び作業療法士の出勤簿（直近1か月分）
- (3) 回復期リハビリテーション病棟入院料におけるリハビリテーション提供単位数に係る届出書添付書類（様式49の5）の延べ入院日数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近1か月分）

【休日リハビリテーション提供体制加算を届け出ている場合】

休日を含めた全ての日におけるリハビリテーション提供体制が分かる書類（直近1か月分）

○ 地域包括ケア病棟入院料1又は2

- (1) 専任の在宅復帰支援者及び専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 地域包括ケア病棟入院料等のリハビリテーションの基準に係る届出書添付書類（様式50の3）の患者数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近3か月分）
- (3) 地域包括ケア病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類（様式50）の患者数の根拠となる書類（在宅復帰率に係るものは直近6か月分）
- (4) 重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類（直近3か月分）

○ 地域包括ケア入院医療管理料1又は2

- (1) 専任の在宅復帰支援者及び専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 地域包括ケア病棟入院料等のリハビリテーションの基準に係る届出書添付書類（様式50の3）の患者数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近3か月分）
- (3) 地域包括ケア入院医療管理料の施設基準に係る届出書添付書類（様式50の2）の患者数の根拠となる書類（在宅復帰率に係るものは直近6か月分）
- (4) 重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類（直近3か月分）

○ 地域包括ケア病棟入院料3又は4

- (1) 専任の在宅復帰支援者及び専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 地域包括ケア病棟入院料等のリハビリテーションの基準に係る届出書添付書類（様式50の3）の患者数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近3か月分）
- (3) 地域包括ケア病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類（様式50）の患者数の根拠となる書類
- (4) 重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類（直近3か月分）

○ 地域包括ケア入院医療管理料3又は4

- (1) 専任の在宅復帰支援者及び専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士の出勤簿（直近1か月分）

- (2) 地域包括ケア病棟入院料等のリハビリテーションの基準に係る届出書添付書類（様式50の3）の患者数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近3か月分）
- (3) 地域包括ケア入院医療管理料の施設基準に係る届出書添付書類（様式50の2）の患者数の根拠となる書類
- (4) 重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類（直近3か月分）

○ 特殊疾患病棟入院料 1

- (1) 入院患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者等が占める割合の算出の根拠となる書類（直近1か月分）
- (2) 当該病棟の配置図及び平面図（面積が分かるもの）

○ 特殊疾患病棟入院料 2

当該病棟の配置図及び平面図（面積が分かるもの）

【当該施設基準の告示（2）ロ（重度の肢体不自由児等の割合等）により届出をしている場合】

入院患者のうち、重度の肢体不自由児（者）が占める割合の算出の根拠となる書類（直近1か月分）

○ 緩和ケア病棟入院料 1 又は 2

当該病棟内に緩和ケアを担当する常勤の医師が1名以上配置されていることが確認できる書類（直近1か月分）

○ 精神科救急入院料 1 又は 2

- (1) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し
- (2) 当該入院料を算定する各病棟に精神保健指定医である常勤医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (3) 当該入院料を算定する各病棟に、入院患者に対して16対1以上の常勤の医師を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (4) 当該入院料を算定する各病棟に精神保健福祉士を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (5) 1月間の当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、新規患者の延べ入院日数が占める割合の算出の根拠となる書類（直近1か月分）
- (6) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における診療件数の根拠となる書類（直近1年分）
- (7) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数の根拠となる書類（直近1年分）
- (8) 地域における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者数及び当該病棟に受け入れた患者数の根拠となる書類（直近1年分）
※ 地域とは、当該保険医療機関の所在地の都道府県等
- (9) 当該病棟の新規患者のうち、措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院、鑑定入院及び医療観察法入院の患者の割合の算出の根拠となる書類（直近1年分）
- (10) 措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者を除いた新規入院患者のうち、入院日から起算して3月以内に退院し、自宅等へ移行した患者の割合の算出の根拠となる書類（直近3か月分）

【看護職員夜間配置加算】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

○ 精神科急性期治療病棟入院料 1 又は 2

- (1) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し
- (2) 当該入院料を算定する各病棟に精神保健指定医である常勤医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (3) 当該入院料を算定する各病棟に精神保健福祉士又は公認心理師が常勤していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (4) 1か月間の当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、新規患者の延べ入院日数が占める割合の算出の根拠となる書類（直近1か月分）
- (5) 措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者を除いた新規入院患者のうち、入院日から起算して3月以内に退院し、自宅等へ移行した患者の割合の算出の根拠となる書類（直近3か月分）

○精神科救急・合併症入院料

- (1) 常勤の精神科医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し
- (3) 当該入院料を算定する各病棟に精神保健指定医である常勤医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (4) 当該入院料を算定する各病棟に、入院患者に対して16対1以上の常勤の医師を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (5) 当該入院料を算定する各病棟に常勤の精神保健福祉士を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (6) 合併症ユニットに入院する身体合併症患者の割合の算出の根拠となる書類（直近1か月分）
- (7) 当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、新規患者の延べ入院日数の割合の算出の根拠となる書類（直近1か月分）
- (8) 措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者を除いた新規入院患者のうち、入院日から起算して3月以内に退院し、自宅等へ移行した患者の割合の算出の根拠となる書類（直近3か月分）
- (9) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における診療件数の根拠となる書類（直近1年分）
- (10) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数の根拠となる書類（直近1年分）
- (11) 当該病棟の新規患者のうち、措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院、鑑定入院、医療観察法入院及び合併症ユニットへ入院する身体疾患を有する精神障害者の人数の割合の算出の根拠となる書類（直近1年分）
- (12) 地域における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者のうち、当該病棟に受け入れた患者数の根拠となる書類（直近1年分）

【看護職員夜間配置加算】

夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

○児童・思春期精神科入院医療管理料

- (1) 当該病棟又は治療室の入院患者数のうち、20歳未満の精神疾患を有する患者の割合の算出の根拠となる書類（直近1か月分）
- (2) 精神保健指定医の指定医証の写し
- (3) 当該病棟又は治療室に小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤の医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (4) 当該病棟又は治療室に専従の常勤の精神保健福祉士及び常勤の公認心理師を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）

○ 精神療養病棟入院料

- (1) 当該病棟に専任の常勤精神科医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (2) 当該病棟に専任の常勤精神科医師が外来業務及び他病棟の入院患者の診療業務に従事した日を確認できる書類（当番表等）（直近1か月分）
- (3) 当該病棟に常勤の作業療法士又は作業療法の経験を有する看護職員が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (4) 精神保健福祉士又は公認心理師が常勤していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (5) 退院支援相談員が担当する患者の一覧表

【重症者加算1を届け出ている場合】

- (1) 時間外、休日又は深夜における入院件数と、その入院の依頼元の根拠となる書類（前年1月～12月分）、または、時間外、休日又は深夜における外来対応件数の根拠となる書類（前年1月～12月分）
- (2) 時間外、休日又は深夜における外来対応施設（自治体等の夜間・休日急患センター等）での外来診療等回数の根拠となる書類（前年1月～12月分）、または、精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務（措置診察等）の都道府県への積極的な協力状況の根拠となる書類（前年1月～12月分）

【精神保健福祉士配置加算を届け出ている場合】

1年前から起算して過去6月間の当該病棟の延べ患者数（措置入院、鑑定入院及び医療観察法入院で入院となった患者を除く）のうち、入院日から起算して1年以内に退院し自宅等へ移行した患者数が占める割合の算出の根拠となる書類

○ 認知症治療病棟入院料1又は2

- (1) 当該病棟に作業療法士を配置していることが確認できる書類
- (2) 当該病棟の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (3) 生活機能回復訓練室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (4) 患者ごとの治療計画並びに生活機能回復のための訓練及び指導を実施していることが確認できる書類（直近1か月分）

○ 特定一般病棟入院料

【特定一般病棟入院料（地域包括ケア1又は2）を届け出ている場合】

- (1) 当該病室を含む病棟に、配置されている専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の言語聴覚士の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 当該病室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (3) 特定一般病棟入院料（地域包括ケア1、2）の施設基準に係る届出書添付書類（様式50の2）の患者数の根拠となる書類（在宅復帰率にかかるものは直近6か月分）
- (4) 特定一般病棟入院料（地域包括ケア1、2）のリハビリテーションの基準に係る届出添付書類（様式50の3）の患者数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近3か月分）
- (5) 重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類（直近3か月分）

【特定一般病棟入院料（地域包括ケア3又は4）を届け出ている場合】

- (1) 当該病室を含む病棟に、配置されている専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の言語聴覚士の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 特定一般病棟入院料（地域包括ケア3、4）のリハビリテーションの基準に係る届出添付書類（様式50の3）の患者数及びリハビリテーション提供単位数の根拠となる書類（直近3か月分）

- (3) 重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類（様式10）の算出の根拠となる書類（直近3月分）

○ 地域移行機能強化病棟入院料

- (1) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し
- (2) 当該病棟に専任の常勤精神科医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (3) 当該病棟に専任の常勤作業療法士又は作業療法の経験を有する常勤看護職員が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）（看護職員の場合は所定の研修の修了証）
- (4) 当該病棟に専任の常勤精神科医が外来業務及び他病棟の入院患者の診療業務に従事した日を確認できる書類（当番表等）（直近1か月分）
- (5) 当該病棟に専任の常勤精神保健福祉士を配置していることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (6) 常勤の公認心理師の出勤簿（直近1か月分）
- (7) 退院支援相談員が担当する患者の一覧
- (8) 1年以上入院していた患者のうち、当該入院料の算定開始以降に当該病棟から自宅等に退院した患者数の1か月当たりの平均の根拠となる書類（直近の月末時点）

【重症者加算1を届け出ている場合】

- (1) 時間外、休日又は深夜における入院件数と、その入院の依頼元の根拠となる書類（前年1月～12月分）、または、時間外、休日又は深夜における外来対応件数が確認できる書類（前年1月～12月分）
- (2) 時間外、休日又は深夜における外来対応施設（自治体等の夜間・休日急患センター等）での外来診療等の回数を確認できる書類（前年1月～12月分）、または、精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務（措置診察等）の都道府県への積極的な協力状況が確認できる書類（前年1月～12月分）

○ 短期滞在手術等基本料1

回復室の看護師の配置状況が分かる書類（勤務表、日々の患者の数が分かる書類等）（直近1か月分）

○ 小児運動器疾患指導管理料

小児の運動器疾患に係る適切な研修を修了していることが確認できる書類

○ 救急搬送看護体制加算

年間の緊急入院患者数が分かる書類（直近1年分）

○ ニコチン依存症管理料

平均継続回数の算出根拠となる書類（前年4月1日～当年3月31日分）

○ ハイリスク妊産婦連携指導料1又は2

精神疾患を有する妊婦又は出産後2月以内である患者について、直近1年間の市町村又は都道府県との連携実績の件数が確認できる書類

○ 薬剤管理指導料

- (1) 医薬品情報管理室に常勤の薬剤師が1人以上配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (2) 医薬品情報管理室の薬剤師が医師等に対し、有効性、安全性等薬学的情報提供を行っていることが確認できる書類

○ 地域連携診療計画加算

- (1) 地域連携診療計画書（作成例3例）

- (2) 連携保険医療機関等の職員と面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しを行ったことが確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

情報の閲覧権限を管理していることが確認できる書類

【情報の提供側の保険医療機関の場合】

提供した診療情報又は閲覧可能とした情報の範囲及び日時の記録（直近1か月分）

【情報を提供された側の保険医療機関の場合】

提供を受けた情報、又は閲覧した情報及び閲覧者名を含むアクセスログ（直近1か月分）

○ 医療機器安全管理料 1

医療機器の管理及び保守点検を行う常勤の臨床工学技士の出勤簿（直近1か月分）

○ 医療機器安全管理料 2

- (1) 放射線治療を専ら担当する常勤医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 放射線治療に関する機器の精度管理等を専ら担当する常勤技術者の出勤簿（直近1か月分）

○ 在宅酸素療法指導管理料

呼吸器科について3年以上の経験を有する常勤の医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）

○ 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料

- (1) 膠芽腫の治療の実施数が分かる書類（直近5年分）
- (2) 膠芽腫の治療の経験と脳神経外科の経験を有する常勤の医師が1人以上配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）

○ 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料

大腸肛門疾患の診療の経験を有する常勤の医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）

○ 骨髄微小残存病変量測定

内科又は小児科の経験を5年以上有している常勤の医師、及び血液内科の経験を5年以上有している常勤の医師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）

○ 検体検査管理加算（Ⅰ）

- (1) 臨床検査の精度管理を行っていることが確認できる書類（直近1か月分）
- (2) 外部の精度管理事業に参加していることが確認できる書類
- (3) 臨床検査の適正化に関する委員会の議事録（直近1年分）

○ 検体検査管理加算（Ⅱ）

- (1) 臨床検査を担当する常勤の医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 臨床検査の精度管理を行っていることが確認できる書類（直近1か月分）
- (3) 外部の精度管理事業に参加していることが確認できる書類
- (4) 臨床検査の適正化に関する委員会の議事録（直近1年分）

○ 検体検査管理加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）

- (1) 臨床検査を専ら担当する常勤の医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 常勤の臨床検査技師の出勤簿（直近1か月分）
- (3) 臨床検査の精度管理を行っていることが確認できる書類（直近1か月分）

- (4) 外部の精度管理事業に参加していることが確認できる書類
- (5) 臨床検査の適正化に関する委員会の議事録（直近1年分）

○ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト

当該届出に係る常勤の医師の出勤簿（直近1か月分）

○ 神経学的検査

当該届出に係る常勤の医師の出勤簿（直近1か月分）

○ 画像診断管理加算1

画像診断を専ら担当する常勤医師の出勤簿（直近1か月分）

○ 画像診断管理加算2

- (1) 画像診断を専ら担当する常勤医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 核医学診断とコンピューター断層診断の実施件数のうち、専ら画像診断を担当する常勤医師が読影及び診断を撮影日の翌診療日までに診療を担当する医師に報告した割合の算出根拠となる書類（直近3か月分）

○ 画像診断管理加算3

- (1) 画像診断を専ら担当する常勤医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 核医学診断とコンピューター断層診断の実施件数のうち、専ら画像診断を担当する常勤医師が読影及び診断を撮影日の翌診療日までに診療を担当する医師に報告した割合の算出根拠となる書類（直近3か月分）
- (3) 夜間及び休日に読影を行う体制が確認できる書類（直近1年分）
- (4) 夜間及び休日を除き、検査前の画像診断管理の実施状況が確認できる書類（直近1年分）（直近1か月分）

○ 小児鎮静下MRI撮影加算

小児のMRI撮影及び画像診断に関して十分な知識と経験を有する常勤の医師及び小児の麻酔・鎮静に十分な知識と経験を有する常勤の医師の出勤簿（直近1か月分）

○ 頭部MRI撮影加算

- (1) 画像診断を専ら担当する常勤の医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 夜間及び休日に読影を行う体制が確認できる書類
- (3) CT検査の線量情報の記録

○ 外来化学療法加算1

- (1) 専任の常勤医師、専任の常勤看護師及び専任の常勤薬剤師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 専任の常勤看護師が化学療法を実施している時間帯において、常時当該治療室に勤務していることが分かる書類
- (3) 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会の議事録（直近1年分）

○ 外来化学療法加算2

- (1) 専任の常勤看護師及び専任の常勤薬剤師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 専任の常勤看護師が化学療法を実施している時間帯において、常時当該治療室に勤務していることが分かる書類

○ 心大血管疾患リハビリテーション料（I）

- (1) 循環器科又は心臓血管外科の医師が、心大血管疾患リハビリテーションを実施している時間帯において常時勤務していることが確認できる書類（直近1か月分）

- (2) 当該リハビリテーションについて従事者ごとの実施が確認できる書類（直近1か月分）
- (3) 専用の機能訓練室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (4) カンファレンスの記録（直近1か月分）

【初期加算を届け出ている場合】

リハビリテーション科の常勤医師の出勤簿（直近1か月分）

○心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）

- (1) 循環器科又は心臓血管外科を担当する医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する医師の出勤簿（直近1か月分）
- (3) 当該リハビリテーションについて従事者ごとの実施が確認できる書類（直近1か月分）
- (4) 専用の機能訓練室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (5) カンファレンスの記録（直近1か月分）

【初期加算を届け出ている場合】

リハビリテーション科の常勤医師の出勤簿（直近1か月分）

○疾患別リハビリテーション料（心大血管疾患リハビリテーション料を除く）

- (1) 専任の常勤医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) リハビリテーション従事者の出勤簿（直近1か月分）
- (3) 当該リハビリテーションについて従事者ごとの実施が確認できる書類（直近1か月分）
- (4) 専用の機能訓練室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (5) カンファレンスの記録（直近1か月分）

【言語聴覚療法を行う場合】

遮蔽等に配慮した専用の個別療法室があることが確認できる配置図及び平面図

【初期加算を届け出ている場合】

リハビリテーション科の常勤医師の出勤簿（直近1か月分）

○障害児（者）リハビリテーション料

- (1) 専任の常勤医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) リハビリテーション従事者の出勤簿（直近1か月分）
- (3) 当該リハビリテーションについて従事者ごとの実施が確認できる書類（直近1か月分）
- (4) 専用の機能訓練室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）
- (5) カンファレンスの記録（直近1か月分）

【脳性麻痺の患者等、別表第10の2に該当する患者の割合が8割以上であることにより届け出ている場合】

リハビリテーションを実施している外来患者のうち、脳性麻痺等（「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（告示）別表10の2の状態）の患者の割合の算出根拠となる書類（直近1か月分）

【言語聴覚療法を行う場合】

遮蔽等に配慮した専用の個別療法室があることが確認できる配置図及び平面図

○がん患者リハビリテーション料

- (1) 専任の常勤医師の出勤簿（直近1か月分）

- (2) リハビリテーション従事者の出勤簿（直近1か月分）
- (3) 当該リハビリテーションについて従事者ごとの実施が確認できる書類（直近1か月分）
- (4) 専用の機能訓練室の配置図及び平面図（面積が分かるもの）

○リンパ浮腫複合的治療料

- (1) 当該届出に係る専任の常勤医師及び専任の常勤看護師、常勤理学療法士又は常勤作業療法士の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 当該届出に係る専任の常勤医師及び専任の常勤看護師、常勤理学療法士又は常勤作業療法士の免許証の写し
- (3) 当該届出に係る専任の常勤医師及び専任の常勤看護師、常勤理学療法士又は常勤作業療法士の経験症例数が確認できる書類（直近2年分）
- (4) 貴病院又は連携先として届け出た保険医療機関において、リンパ浮腫指導管理料を算定した回数を確認できる書類（直近1年分）

○精神科作業療法

- (1) 当該療法に従事する作業療法士の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 各作業療法士が1日に担当した患者数が確認できる書類（直近1か月分）
- (3) 専用の施設の配置図及び平面図（面積が分かるもの）

○精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケア

- (1) 当該療法の従事者が1日に担当した患者数が確認できる書類（直近1か月分）
- (2) 当該療法に従事する精神科の医師、作業療法士、看護師、臨床心理技術者、精神保健福祉士の出勤簿（直近1か月分）
- (3) 専用の施設の配置図及び平面図（面積が分かるもの）

○医療保護入院等診療料

- (1) 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し
- (2) 常勤の精神保健指定医の出勤簿（直近1か月分）
- (3) 行動制限最小化に係る委員会の設置要綱及び議事録（直近3か月分）
- (4) 精神科診療に携わる職員全てを対象とした、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会の実施状況が確認できる書類（本年度分及び前年度分）

○導入期加算及び腎代替療法実績加算

- (1) 在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定した回数を確認できる書類（直近1年分）
- (2) 腎移植について、患者の希望に応じて適切に相談に応じており、かつ、腎移植に向けた手続きを行った患者の数が確認できる書類（直近2年分）

○輸血管理料Ⅰ

- (1) 輸血部門の専任の常勤医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 輸血部門に臨床検査技師が常時配置されていることが確認できる書類
- (3) 輸血部門に専従として配置されている常勤臨床検査技師の出勤簿（直近1か月分）
- (4) 輸血用血液検査が常時実施できる体制が確認できる書類
- (5) 輸血療法委員会の議事録（直近1年分）

○輸血管理料Ⅱ

- (1) 輸血部門の常勤医師の出勤簿（直近1か月分）

- (2) 輸血部門に専任の常勤臨床検査技師が配置されていることが確認できる書類（出勤簿等）（直近1か月分）
- (3) 輸血用血液検査が常時実施できる体制が確認できる書類
- (4) 輸血療法委員会の議事録（直近1年分）

○ 輸血適正使用加算

新鮮凍結血漿（FFP）、赤血球濃厚液（MAP）、血漿交換療法における新鮮凍結血漿（FFP）の使用量、アルブミン製剤の使用量及び血漿交換療法におけるアルブミン製剤の使用量（各使用量（単位）、FFP/MAP比及びアルブミン/MAP比）が確認できる書類（前年1月～12月分）

○ 貯血式自己血輸血管理体制加算

- (1) 当該届出に係る医師及び看護師の（学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会が発行している）認定証の写し
- (2) 当該届出に係る医師及び看護師の出勤簿（直近1か月分）

○ コーディネート体制充実加算

当該療養について専門の知識10年以上の経験を有する常勤の医師の出勤簿（直近1か月分）

○ 自己クリオプレシピレート作製術（用手法）

- (1) 輸血部門において、輸血業務全般に関する責任を有する常勤医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 輸血部門において、専任の常勤臨床検査技師の出勤簿（直近1か月分）

○ 麻酔管理料（Ⅰ）又は（Ⅱ）

- (1) 常勤の麻酔科標榜医の許可証の写し
- (2) 常勤の麻酔科標榜医の出勤簿（直近1か月分）

○ 遠隔放射線治療計画加算

- (1) 放射線治療を担当する常勤の診療放射線技師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師の出勤簿（直近1か月分）

○ 病理診断管理加算 1

病理診断を専ら担当する常勤医師の出勤簿（直近1か月分）

○ 病理診断管理加算 2

- (1) 病理診断を専ら担当する常勤医師の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 個別の剖検例について病理学的見地から検討を行うための会合（CPC）を開催したことが確認できる書類（直近1年分）

○ 入院時食事療養／入院時生活療養

- (1) 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養部門の指導者又は責任者である常勤の管理栄養士又は栄養士の出勤簿（直近1か月分）
- (2) 特別食の食事せん（直近1か月分）

○ 特別の療養環境の提供に関する基準

- (1) 特別の療養環境の提供を行っている病室が確認できる書類（一覧表等）
- (2) 患者側の同意書（直近1か月分）

○ 保険外負担

患者側の同意書（直近1か月分）